CEマーキング適合宣言に向けた 支援サービス

CEマーキング適合宣言 までのステップ

情報収集

都産技研MTEP活用メニュー

無料 海外の法規制に関する解説テキスト

海州 海外の法規制に関するセミナー

無料 海外規格閲覧サービス ※予約制

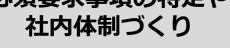


解説テキストのご案内

セミナーのご案内

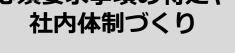
制度の確認

必須要求事項の特定や



適合性試験の実施

技術文書の作成 適合宣言書の作成



WebサーバでBS EN規格を閲覧できます(印刷不可) EN, ISO, IECなどの冊子版(一部邦訳版あり)もあります。 所有規格リストは右のQRコードからご確認いただけます。



海外規格閲覧サービス

MTEP相談 ※予約制·MTEP中小企業限定

海外法規制に精通した専門相談員がCEマーキングに関する技術相談に応じます。

南料 適合性試験のサポート

都産技研の依頼試験・機器利用サービスにおいて一部の海外規格に準じた EMC試験や電気安全試験などを実施しています。 (IECテストレポート形式での報告は行っておりません)

MTEP相談 無料

※予約制・MTEP中小企業限定

専門相談員が技術文書などの作成に関するアドバイスを行います。 (技術文書および翻訳文書の作成は行っておりません)



(ϵ)

MTEP相談(専門相談員による技術相談)について

専門相談員との技術相談はMTEP圏内(1都10県)の中小企業のみご利用いただけます。 CEマーキング適合宣言に関する試験やその他実務の代行は行っておりません。

ご予約は、右のQRコードから「MTEP相談ご予約について」をお読みいただき、 MTEP相談フォームに相談内容をご記入ください。 (相談設定日は申込から2~3週間後となります)







CEマーキングについて

■CEマーキングとは?

EU各国に製品を出荷するためにはCEマークが必要

- ✓ CEマーキングとは、EEA*1 (EU+EFTA*2) とEU加盟候補国に製品を出荷するときに必要とされるマークを表示することである。
- ✓ CEマークが表示された製品は、CEマーキングを義務付けているEU指令に適合していることが示される。
- ✓ CEマークは適合宣言を行った企業が自ら表示するものであり、第三者認証機関で適合試験を実施しても、最終的に適合していることの確認はその企業の責任で実施しなければならない。

*1:欧州経済地域 *2:欧州自由貿易連合

EU加盟国同士の垣根を低くし、EU市場の活性を促すことが目的

【背景】欧州各国における技術基準と制度の相違があった。

- ⇒ 細部の技術基準を規定した(「オールドアプローチ」と呼ばれる)が、運用上困難であった。
- ⇒ 必要要件のみに限定した新たな制度「ニューアプローチ」を開発した。(1985年)

ニューアプローチによりCEマーキング制度が制定(1995年)

- ✓ 流通する製品にCEマークを表示
- ✓ 指令と規格の枠組みを構築
 - ・指令=法令 大枠要求事項
 - し・**整合規格**=法令適合を推定するための技術基準 具体的検証ツール
- ✓ EUで制定した法律を各国の国内法に置き換えて制定(指令)



NLFによるニューアプローチの実施強化(2008年~)

- ✓ NLF (New Legislative Framework, 新しい法的枠組み)と呼ばれる新しい枠組みを構築
- ✓ 市場監視の強化・制度の合理化・各指令間の整合・関係当事者の責任の明確化

参考資料:都産技研 海外の法規制に関する解説テキスト「CEマーキング入門シリーズその1 CEマーキング EU指令」

■ CEマーキングまでの流れ

1. 指令の選択

製品に適用する欧州指令を選択し、特定する。(選択する指令が複数の場合がある)

2. 整合規格の選択

適用する指令ごとに定められた整合規格の中から、当該製品が関係する規格を選択して特定する。 (複数の規格が関係する場合がある)

3. モジュール(適合性評価方式)の決定

指令には、基本的要求事項へのモジュールが定められており、必要とされる評価内容などによって適切なモジュールを選択する。(製品によっては、Notified Body(第三者認証機関)の関与が必要になる場合がある)

4. 適合性評価

整合規格の中から選択した規格の要求事項について、製品が規格に適合しているかを個々に評価し、適合するように対策を行う。適合したことを示すテストレポートなどを作成する。

5. 技術文書作成

テストレポートを含め、製品仕様書や取扱説明書などの様々な技術資料をまとめた技術文書を作成する。

6. 適合宣言書の作成

技術文書を作成し、適用すべき指令を満足していることが確認できたら、適合宣言書を作成する。複数の指令が関係する製品では1枚の宣言書にまとめる。その中に指令や適合性評価に用いた規格名などを記載して、責任者がサインして完成する。

7. CEマークの貼付

適合宣言書が完成したら、CEマークを貼付した製品を出荷することができる。

■海外の法規制に関するFAQ「CEマーキング」

詳細は、都産技研ウェブサイトのCEマーキングに関するFAQをご活用ください https://www.iri-tokyo.jp/site/mtep/ce-general.html#CE G Q2

